

平成17年4月 一部修正  
平成17年10月 一部修正  
平成18年2月 一部追加・修正

## 盛岡市行財政構造改革の方針 及び実施計画

～元気なまち盛岡・市民起点による市政を目指して～

～新たな運営の仕組み～（第1回定期評議会開催の内閣改造）（7）

～新たな運営の仕組み～（第2回定期評議会開催の内閣改造）（8）

～新たな運営の仕組み～（第3回定期評議会開催の内閣改造）（9）

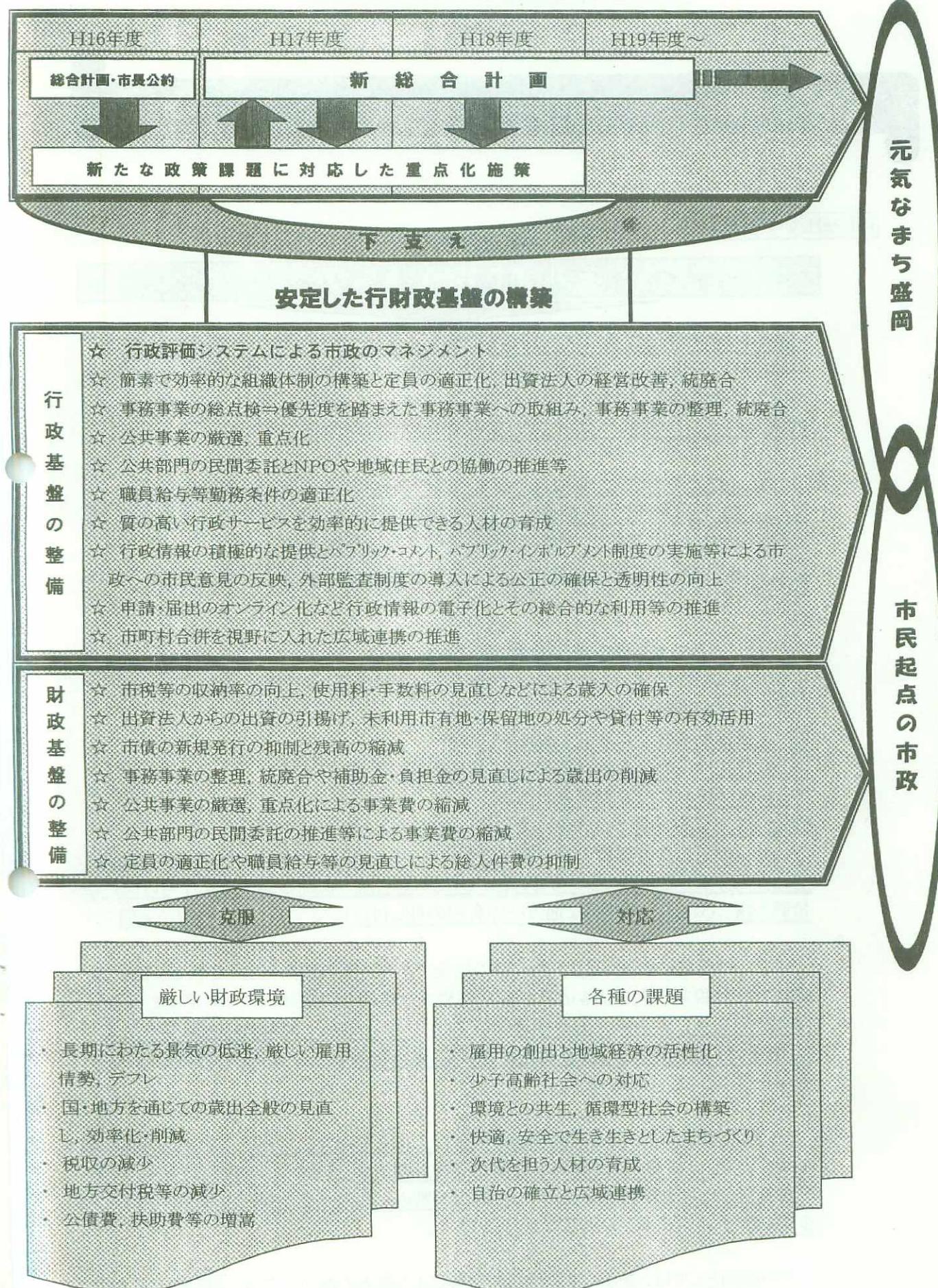
**盛 岡 市**

（太字部分が修正箇所）

## 目 次

	頁
☆ 盛岡市行財政構造改革の概念図	1
1 改革の必要性	2
2 改革が目指すもの	7
3 取組期間	8
4 改革の推進体制等	9
5 改革の取組み	10
(1) 行政評価システムによる市政のマネジメント	10
(2) 組織機構の見直し	11
(3) 出資法人の見直し	13
(4) 繰入の確保と市債の抑制	14
(5) 事務事業、補助金・負担金の見直し	15
(6) 公共事業の見直し	16
(7) 公共部門の民間委託とNPO、地域住民との協働の推進等	17
(8) 定員と職員給与等勤務条件の見直し	19
(9) 人材育成の推進	20
(10) 公正の確保と透明性の向上	21
(11) 行政の情報化等行政サービスの向上	23
(12) 広域連携の推進	25

☆ 盛岡市行財政構造改革の概念図



## 1 改革の必要性

### (1) 厳しい財政環境

現在、市政を取り巻く財政環境は、非常に厳しいものとなっています。

- ① 右肩上がりの経済成長が終わり、長期にわたる景気の低迷、厳しい雇用情勢が続くが国経済の現状は、ここに来て、設備投資の増加、企業収益の改善、輸出・生産の増加や雇用情勢の持直しの動きが見られるなど、全体として回復してきているとされるものの、依然としてデフレが続いている、その克服が大きな課題となっています。
- ② 一方、わが国の財政は、平成15年度末の国の借金である国債の残高が459兆円に達し、国・地方を通じた長期債務残高が695兆円と国内総生産(GDP)の139.5%にまで膨らむと見込まれており、平成16年度においても、国・地方を通じて、引き続き歳出全般の見直しを行い、その効率化、削減を強力に推し進めることされています。
- ③ 政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(いわゆる「骨太の方針」第三弾)においては、国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、「効率的小さな政府」を実現するため、  
ア 国庫補助負担金の廃止、縮減等の改革  
イ 地方交付税の全般的な見直し、総額抑制等の改革  
ウ 税源移譲を含む税源配分の見直し  
を内容とする三位一体の改革を強力に推し進めることとされています。  
しかしながら、地方財政の自立を目指すべきこの改革は、現状では国庫補助負担金の廃止、縮減等が進められる一方で、必ずしもこれに見合う税源移譲や適切な地方交付税措置が講じられず、一方的な地方への負担の押し付けになっているというのが実態です。
- ④ さらに、岩手県にあっては、多額の県の借金である県債の残高を抱える中で県税収入や地方交付税等の大きな落込みがあり、極めて危機的な財政状況に立ち至ったとして、平成15年10月に岩手県行財政構造改革プログラムを公表し、補助負担金制度の見直し・削減、公共事業などの投資的経費の削減・重点化等を含む抜本的な行財政運営の改革を進めることとしています。
- ⑤ このような環境の下、市の財政運営の現状は、市税や地方交付税等の歳入が大幅に減少する一方、公債費、扶助費等の義務的経費が増嵩するとともに、財政調整基金、市債管理基金、公共施設整備基金といった財政調整のための主要な基金の残高が急激に減少しており、非常に厳しい財政状況にあります。

この原因としては、長引く景気低迷の影響による歳入の減少に加え、国の数次にわたる景気対策に呼応した公共事業の実施、市民文化ホールや耐用年数を迎えたごみ焼却

施設の更新、インターハイ関連施設の整備など、大規模施設の整備が集中して行われたことがあげられます。

各事業は、不足している社会資本の整備を図るなど、盛岡市の発展のために必要と考えて実施してきたもので、その大半は後年度に交付税措置のある起債を充当できたことから推進したものですが、当時は景気の低迷がこれほど長引くとは考えておらず、市債に大きく依存した財政運営であったことは、率直に反省しなければならない点であります。

【➡ 別紙1】

⑥ 平成15年12月に公表した財政見通しにおいては、現在の厳しい経済・財政状況や国における三位一体改革の取組み等を踏まえ、今後も現行の行財政運営を継続した場合には、平成16年度から20年度の期間中、毎年度、約33億円から52億円の財源不足が生じ、平成19年度からは財政再建団体に転落し、平成20年度の財政赤字累積額は約215億円に達するものと見込みました。

ところが、国は、平成16年度の予算編成において投資的経費(単独)を「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」の目標より前倒しで縮減するなど地方財政計画の大幅な圧縮を図り、地方交付税・臨時財政対策債合計で15年度比12%の削減を行いました。

この結果、本市においても、地方交付税・臨時財政対策債の大幅な減少など、三位一体改革の影響は13億4,800万円に達し、平成16年度当初予算案の再調整を余儀なくされました。

このような異常事態とも言うべき三位一体改革の実情を踏まえ、財政見通しを見直したところ、財源不足額は、12月見通しの約215億円に三位一体改革の影響額約61億円が加わり、総額では約276億円に達するものと見込まれ、財政環境はさらに厳しさを増しています。

【➡ 別紙2】

※ 国庫補助負担金

国が地方に対し特定の事務事業の実施を奨励する場合などに財政的な支援として交付する資金(国庫補助金)や国と地方とが共同責任をもつ事務を地方が実施する場合に、国が義務的に負担する資金(国庫負担金)のことをいいます。いずれも地方にとっては使いみちが特定された財源となります。

※ 地方交付税

地方の税収の不均衡(偏り)を是正して、全ての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるように、国税の一部を一定割合で交付するもので、地方にとっては使いみちが特定されず自由に使える財源となります。

#### ※ 市債(地方債)・公債費

市が公共施設の整備等の目的で借り入れる長期の借入金を市債(歳入)といい、その元利償還金を公債費(歳出)といいます。

#### ※ 交付税措置のある起債

市債などの地方債を発行(起債)するに当たって、国が地方交付税でその償還のための財源を補填する仕組みをいいます。

#### ※ 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等各種の法令に基づき、または地方公共団体単独で被扶助者に対して支給する金品等に要する経費をいいます。

#### ※ 基金

一般世帯の貯金に当たるものであり、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの(特定目的基金)と特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの(定額運用基金)とがあります。

#### ※ 財政再建団体

赤字額が標準財政規模の20%(本市の場合約113億円)以上になると、財政再建団体となり、国・県の管理下で財政再建を行う場合以外は、市債の発行制限を受けることとなり、事实上、多くの公共事業が実施できなくなります。

国・県の管理下で財政再建を行う場合は、市債の発行制限は解除されるものの、赤字解消のため市独自の事業を廃止したり、使用料等を他団体の最高料率以上に引き上げるなどの措置を講じなければならないほか、経費削減について国・県から具体的な指示を受けるなど、自治権が大幅に制限されます。

#### ※ 地方財政計画

国が策定する地方財政全体の収支に関する計画で、地方交付税制度との関わりにおいて地方財源を保障する役割や、地方の行財政運営の指針の役割を果たしています。

#### ※ 臨時財政対策債

地方交付税財源の不足を補うため、国が後年度に地方交付税により措置することとされている地方債のこと、地方公共団体にとって、形式的には借入金ですが、実質的には地方交付税の代替財源となります。

## (2) 各種の課題への対応

一方、市政に託された課題は山積しています。

### ① 雇用の創出と地域経済の活性化

長期にわたる景気の低迷を受け厳しい雇用情勢が続いており、若者の定住促進のためにも、地域産業のブランド化、地域資源を生かしたコミュニティビジネスの起業の促進などを通じて雇用を創出することが緊急の課題となっています。

併せて、中心市街地の活性化や産学官連携（産業界と大学などの学術機関と行政との連携）による新しいビジネスの支援、高速交通網の結節点であることの優位性や多様な資源を生かした観光の振興等による地域経済の活性化も大きな課題です。

### ② 少子高齢社会への対応

子育て支援の強化や、高齢者を含む全ての市民にとって暮らしそういユニバーサルデザインのまちづくりを進め、将来にわたって安心して暮らせる地域社会をつくる必要があります。

### ③ 環境との共生・循環型社会の構築

新エネルギーの活用などによる二酸化炭素排出量の削減、森林や川などの豊かな自然を生かし、花と緑があふれるまちづくりなど、環境との共生・循環型社会の構築が市民の願いとなってきています。

### ④ 快適、安全で生き生きとしたまちづくり

誇るべき自然や歴史、伝統文化が息づく情緒や潤いを守りながら、公共交通網の整備促進による交通渋滞の解消、冬期の除雪、さらには災害への対応を充実させるなど、快適、安全な社会で生き生きと暮らすことができるまちづくりが求められています。

### ⑤ 次代を担う人材の育成

地域における教育力の強化、諸外国の文化や外国語教育の推進、生涯スポーツの振興等を図りながら、心身ともに健全で国際感覚豊かな人材を育成する必要があります。

### ⑥ 自治の確立と広域連携

本格的な地方分権の時代を迎え、将来にわたって自治体としてしっかりと自立し、日常生活圏の広域化に対応した一体的なまちづくりや行政サービスを行う必要があること、盛岡広域圏内の各地域の歴史や文化、産業などの資源・特色を有機的に連携させ質の高いまちづくりを進める必要があること、環境問題など広域的な課題に対応する必要があること、少子高齢社会に対応した福祉サービスなど高度化、多様化する行政サービスを自らの責任で提供するための行財政基盤の強化、人材の確保が必要であることなどから、市の行財政構造改革に対する取組みを明確にし、関係町村との相互理解を深め、市町村合併を視野に入れた広域連携を推進する必要があります。

#### ※ コミュニティビジネス

地域の労働力、原材料、技術などの資源を活用して、利益の追求に加え地域課題の解決を目指す小規模なビジネスをいいます。介護サービスや独居老人への給食サービス、託児サービスなどの生活密着型ビジネス、エネルギー、リサイクルの推進などの環境型ビジネス、まちづくり、商店街振興など地域振興を目的とするビジネスなど、少子高齢化、環境問題、中心市街地の空洞化といった(地域)社会が抱える問題に対応したものが数多くあります。

#### ※ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、たとえば怪我などで一時的に障害をもつことになったひとや、旅行者などで一時的に立ち寄ったひとなども含め、すべての人々が気持ちよく利用できるように都市や生活環境、建物、製品などをデザインすることをいいます。

電柱を地下に埋設した道路、多言語表記のわかりやすい標識、自動ドアや多目的トイレ、テレホンカードの切込みやシャンプー容器のギザギザなどがユニバーサルデザインの代表例とされています。

### (3) 改革の必要性

厳しい財政環境を克服し、市政に託された各種の課題に対応するため、行財政運営全般の構造改革が必要です。

- ① 市ではこれまで、第三次盛岡市総合計画を市政運営の基本として各種施策を推進してきましたが、いつそう厳しさを増す財政環境の下、市政に託された各種の課題に対応するには、しっかりとした行財政運営の基盤をつくり上げるとともに、これを下支えとして、施策の選択と集中による重点化を図りながら着実な事業執行を確保していく必要があります。
- ② 施策の選択と集中による重点化については、今般、市民起点による新たな視点での市政の展開を目指す市長の公約を踏まえ、当面、重点的に取り組んでいくべき施策を「新たな政策課題に対応した重点化施策」【別冊】として取りまとめ、その実現を図ることとしたところです。
- ③ 一方、行財政運営の基盤整備については、市ではこれまで、市民サービスの向上と簡素で効率的な行財政運営の確立を図ることを目的として、平成9年2月に策定した「行政改革大綱」並びに同大綱の趣旨を踏まえて平成10年、平成12年及び平成15年(3月)に策定した「行政改革大綱実施計画」により、行政改革の基本的な方向性を定め取り組んできました。

しかしながら、急激に厳しさを増す財政環境の下で、盛岡市の将来を見据えた各種施策を実行し市民の負託に応えていくためには、行財政運営全般の構造的な課題に踏み込み、新たなものを受け入れるべき項目の重点化を図るとともに、工程を明確にし、速やかにかつ着実に改革を進める必要があることから、今般この「行財政構造改革の方針及び実施計画」を定め、行財政構造の改革を推進することとしたものです。

## 2 改革が目指すもの

### (1) 元気なまち盛岡

将来世代に責任が持てる行財政体制を確立するとともに、重点化施策の着実な実施を図り、元気なまち盛岡をつくります。

#### ① 安定的かつ機動的な行財政運営体制

- ア 時代の変化に的確に対応できる、簡素で効率的な組織体制の構築
- イ 改革によって見直される事務事業、行財政規模に見合う組織・定員等に改編
- ウ 優先度を踏まえた各種事業への取組みや事務事業の整理、統廃合
- エ 職員がコスト意識を持ち、業務のスピード化を図って、効率的な行財政運営を実現
- オ 高度化、多様化する市民のニーズに対応した質の高い行政サービスを提供

→ 厳しい行財政環境下で将来にわたり安定した行政サービスを実現します。

→ 玉山村との合併後において、さらなる行財政運営の効率化と行政基盤の強化を図ります。

#### ② 公共部門の民間開放の推進と地域経済の活性化等

- ア 官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービス水準を検証しながら、「民間でできることは民間に委ねる」を原則に、積極的に民間委託やNPOを含む民間、地域住民との協働、PFIの導入を推進
- イ それによって、従来の一方的に行政が提供する方式のサービスから、市民とともにつくり上げる質の高いサービスへの転換

→ 市民サービスの向上や行財政運営の効率化を図りながら、民間の力を地域経済の活性化に生かすとともに、公共部門の民間開放による雇用の拡大、起業機会の拡大を実現します。

→ これらは、「新たな政策課題に対応した重点化施策」の一環として進められるベンチャー企業の支援、産学官の連携による新産業や地場産業の育成・支援などの各種施策と相まって、産業間の有機的な連携や支え合い、ひいては安定した重層的な産業構造のもとでゆとり、豊かさを実感できる市民生活の実現に寄与します。

### ③ 広域連携の土台づくり

市の行財政構造改革に対する取組みを明確にし、関係町村との相互理解を深めて、市町村合併を視野に入れた広域連携を推進します。

※ ベンチャー企業

新商品、新サービスの開発といった創造的な事業活動に取り組む中小企業などをいう。

※ NPO、PFIについては、17ページを参照

### (2) 市民起点による市政

市民に対する説明責任を果たすとともに、市政への市民参画の機会を拡充し、市民起点、市民との協働による市民に信頼される市政を実現します。

- ① 積極的な情報公開・情報提供を行うなど、市民に対する説明責任を果たします。
- ② 市政への市民参画の機会を拡充し市民の英知を結集するとともに、市民との協働を強力に進め、市民起点、市民との協働による市民に信頼される市政を実現します。

### 3 取組期間

取組期間は、平成16年度から平成18年度までの3年間とします。

急激に厳しさを増す社会経済情勢の下で、行財政運営全般の構造的な課題に踏み込み、緊急かつ重点的に改革を進める必要があることから、当面3年間を集中的な取組期間とします。

## 4 改革の推進体制等

改革の推進体制の充実を図るとともに、様々な方法で市民、職員の意見・提言を受け、改革の取組みに反映させます。

- ① 有識者等からなる「盛岡市行財政構造改革推進会議」を設け、定期的に改革の取組状況を報告し、改革に関する提言を受けます。
- ② 市長を本部長とする「行財政構造改革推進本部」において、改革の推進に係る総合調整を行います。
- ③ 市の組織として「行財政改革推進課」を設け、同課において、改革の推進に係る事務を執行します。
- ④ 改革を推進するための提言等を行う職員の自主グループを立ち上げ、職員の内在的な力を改革の推進に活かします。  
※ 自主グループからの提言と取組みの方向性及び取組工程表は別紙5のとおり
- ⑤ 16年度上半期において、職員が各地域に出向いて本方針及び実施計画を市民に説明するとともに、意見を交換し、提言を受けることとします。
- ⑥ 市のホームページ及び各支所等に設置してある「市民の提案箱」で、改革に関する市民の意見・提言を随时受け付けます。
- ⑦ 市のホームページに設ける「電子会議室」において行財政構造改革をテーマとして取り上げ、改革に関する市民の自由な意見交換の場とします。
- ⑧ 改革の進捗状況を市のホームページや広報を通じて市民に随時公表し、市民の意見等を踏まえて毎年度本方針及び実施計画を見直します。
- ⑨ 18年度上半期において、職員が玉山区に出向いて本方針及び実施計画を市民に説明するとともに、意見を交換し、提言を受けることとします。

## 5 改革の取組み

(追 加)

### (1) 行政評価システムによる市政のマネジメント

行政評価システムにより市の仕事をマネジメント（企画、実施、評価）することによって、まちづくりの現状と課題を市民にわかりやすく伝え、課題に優先順位をつけて経営資源を有効活用するとともに、継続的な改革改善と人材開発の実践を図ります。その結果として、市民との協働によるまちづくりを目指します。

#### 【改革の方向性】

- ☆ 総合計画の基本構想、実施計画と政策評価、施策評価との連動を図り、同計画の進行管理をする。
- ☆ 当初予算の編成に当たっては、施策優先度評価の結果を活用して施策ごとに予算枠配分を行い、配分された施策ごとの予算枠の中で事務事業優先度評価の結果を活用して事務事業費の配分を調整する。
- ☆ 行政評価結果については、盛岡市行財政構造改革推進会議に報告したうえで毎年3回公表する。
- ☆ 市民の意見が十分反映されるように、盛岡市行財政構造改革推進会議において第三者評価を行う。
- ☆ 市民満足度等の指標の設定や成果の測定に当たっては、その方法について専門家の意見を取り入れながら、市民の意見を反映させる。

	15年度	16年度	17年度	18年度
取組内容 (数値目標等)	行政評価システムによる市政のマネジメント	評価結果を活用した予算配分 行政評価結果の公表	総合計画と評価の連動	
			年3回公表	
			第三者評価実施	
			市民意見を反映させた指標設定等	

#### ※ 行政評価システム

行政の政策、施策、事務事業を必要性、有効性、効率性、優先性、経済性などの様々な視点から科学的に分析、評価し、これを公表することによって説明責任を果たすとともに、行政運営の改善につなげていく仕組みをいう。

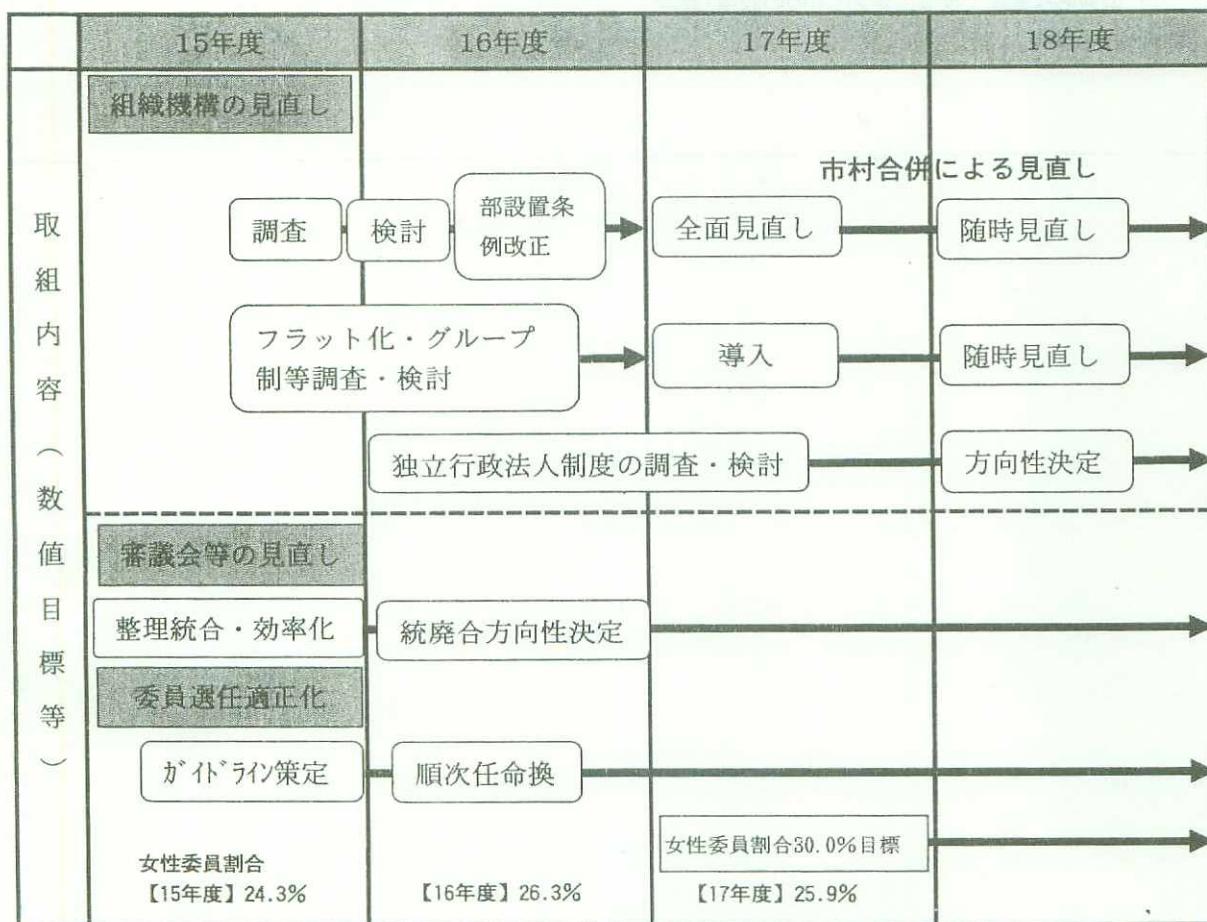
## (2) 組織機構の見直し

社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民のニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制を構築するとともに、改革によって見直される事務事業、行財政規模に見合った組織・定員に改編します。

また、各種審議会・委員会の定員等について、実情に応じた見直しをするとともに、市町村参画や男女共同参画社会の形成等に配慮した委員の任用を行います。

### 【改革の方向性】

- ☆ 組織内の定員の流動化、組織間の横の連携強化を図るとともに、組織のフラット化、グループ制の導入や専決権限の適切な配分等により迅速な意思決定、業務の効率化を図る。
- ☆ 事務事業の自律性、効率性、透明性向上の観点から、独立行政法人制度の導入について検討する。
- ☆ 法令等により設置が義務付けられているものを除き、設置目的が類似する審議会、審議事項が重複する審議会等については、整理統合を図る。
- ☆ 審議会等委員の選任基準(ガイドライン)を策定し、より多くの市民の市政への参画を進めるとともに、女性委員就任率の向上を図る。



#### ※ 組織のフラット化・グループ制

組織のフラット化は、従来の組織（階層型）に対して、例えば次長職、課長補佐職を廃止するなどして役職の階層をできるだけ簡素化し、意思決定の迅速化を図ることをいう。組織の機動性を発揮し、新たな行政課題や市民のニーズに迅速柔軟に対応できる利点がある。

グループ制は、従来の係制に対して、業務のまとまりごとに多人数で柔軟な運営ができる組織形態としたものをいう。業務の繁閑に応じ、弾力的な職員配置や事務配分を行うなど限られた人員の有効活用が可能になる利点がある。

#### ※ 独立行政法人制度

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確實に実施されることが必要な事務・事業のうち、地方公共団体が直接に実施する必要はないものの、民間に委ねては必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせるため地方公共団体が設立する法人を地方独立行政法人という。

目標による業務管理と厳格な評価、弾力的な財政運営、徹底した情報公開等により、自律性と透明性の確保を図る制度となっている。

地方独立行政法人制度の対象となる業務は

- ① 試験研究
- ② 大学の設置・管理
- ③ 公営企業に相当する事業の経営（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）
- ④ 社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス等）
- ⑤ 公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

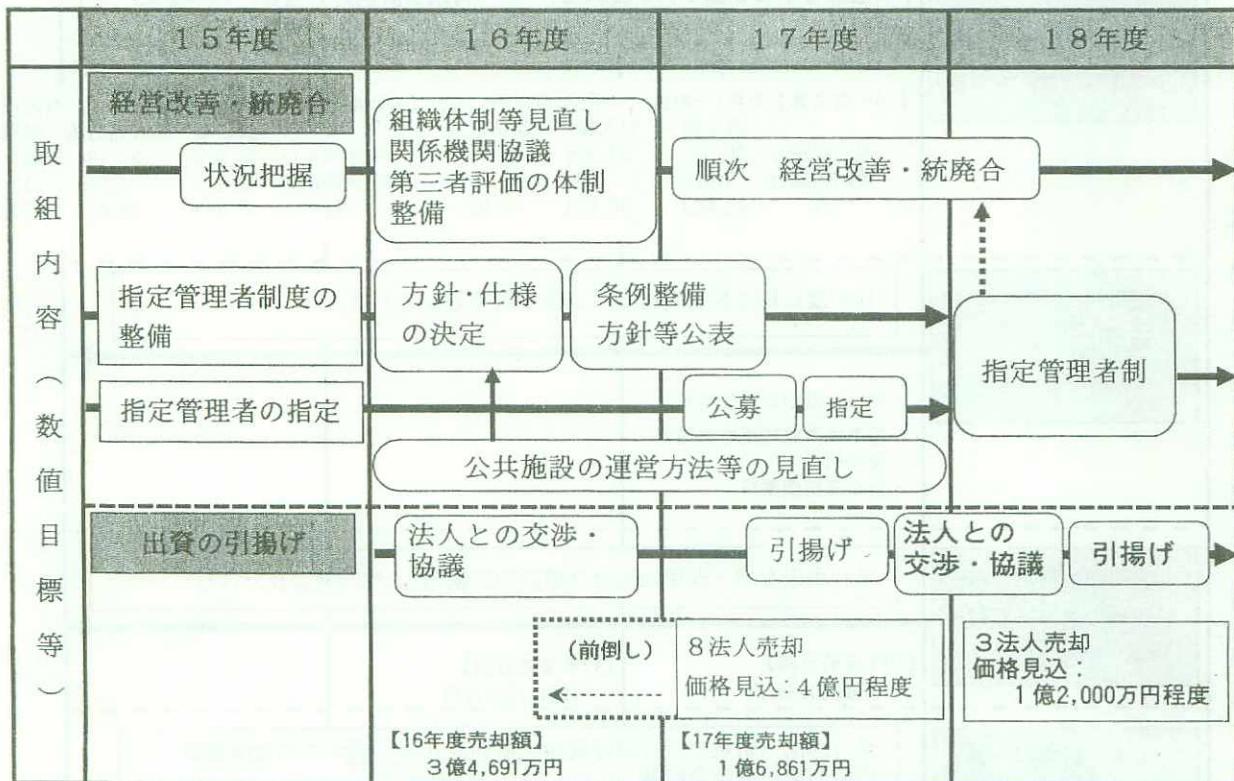
などとされている。

### (3) 出資法人の見直し

出資法人との役割分担を明確にし、経営上の問題がある法人等については経営の改善・統廃合を図り、出資の目的を達成したと認められる法人については出資の引揚げを行います。

#### 【改革の方向性】

- ☆ 出資法人との役割分担を明確にし、経営上の問題がある法人や市が経営面で支援をしている法人については、事務事業、人事・給与制度、組織体制の抜本的な見直し等を行い、経営の改善を図る。
- ☆ 第三者の評価も取り入れつつ、施策推進上の役割・使命を終えたと認められる法人については、取組期間内に順次統合・廃止(解散)を進める。
- ☆ 公の施設の管理運営を受託している法人のうち、指定管理者制度の導入により役割・使命を終えたと認められる法人については、順次統合・廃止(解散)を進める。
- ☆ 出資の目的を達成したと認められる法人については、出資の引揚げを行う。
- ⇒ 出資の目的を達成したと認められる次の8法人とは、出資の引揚げについて具体的な交渉・協議を行う。また、旧玉山村から引き継いだ3法人（①③⑤）の出資の引揚げについても具体的な交渉・協議を行う。
  - ①株岩手銀行 ②株北日本銀行 ③株東北銀行 ④株岩手日報社
  - ⑤株アイビーシー岩手放送 ⑥株テレビ岩手 ⑦東北電力株
  - ⑧株みずほフィナンシャルグループ



※ 指定管理者制度については、17ページを参照

※ 出資法人の概要については、参考資料1のとおり

#### (4) 歳入の確保と市債の抑制

財政の健全化のために、歳入の確保に取り組むとともに、市債の新規発行抑制に努め、残高縮減を図ります。

##### 【改革の方向性】

- ☆ 市税等については、悪質・高額滞納者への滞納処分の強化、休日の納付相談・納付窓口の拡充、夜間電話催告・休日訪問催告の強化及び口座振替促進等の取組みにより、収納率向上に努める。
- なお、滞納処分強化のために、差し押さえ執行担当を増やすほか、銀行・国税関係OBの滞納処分専門官を採用するなど、体制強化を図る。
- ☆ 使用料・手数料については、受益と負担の公平性確保の観点から、平成16年度に総点検を行い、以後、適時適切に見直す。
- ☆ 未利用市有地・保留地については、広報・宣伝活動の強化や予定価格の公表等により、積極的な売却を行うとともに、貸付等の有効活用に努める。
- ☆ 市債については、毎年度の新規発行額を、臨時財政対策債を除き予算総額の8%以内かつ元金償還額以内とし、残高縮減を図る。

	15年度	16年度	17年度	18年度
取組内容（数値目標等）	徴収対策等の強化による市税等の収納率の向上	収納率の目標：市税（一般税）の場合、毎年度、現年度分0.2ポイント、滞納繰越分2ポイント程度の上昇を図り、合計で14年度水準（91.02%）を維持。口座振替率の目標：18年度34%（一般・特別会計税外を含む。16年度末32.4%）		
	使用料・手数料の適正化	【16年度決算】市税（一般税）（単位：百万円、%）【17年度予算】市税（一般税）（単位：百万円、%）	調定額 収入額 収納率 調定額 収入見込額 収納率	現年課税分 38,331 37,396 97.56 現年課税分 38,676 37,784 97.69 滞納繰越分 3,672 667 18.16 滞納繰越分 3,713 649 17.47 計 42,003 38,063 90.62 計 42,389 38,433 90.67
	未利用市有地・保留地の処分・貸付等の有効活用	18年度に総点検を実施し、以後、適時適切に見直し		
	市債の新規発行抑制と残高縮減	未利用市有地・保留地処分目標額約25億円（土地開発公社分含む）	【16年度処分額】 5億8,083万円	【17年度処分額】 12億1,660万円
		発行抑制（新規発行を臨財債除き依存度8%以内かつ元金償還額以内に抑制）⇒残高縮減	【16年度予算】 ・依存度（除臨財債）7.6% ・残高縮減額 4,541百万円	【17年度予算】 ・依存度（除臨財債）7.4% ・残高縮減額 4,923百万円

## (5) 事務事業、補助金・負担金の見直し

事務事業については、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に、全事業について総点検を行い、行政評価を活用しつつ、見直しや重点化を図ることにより、平成16年度以降は、一般財源ベースで、平成15年度決算見込から15%程度削減した水準とします。

特に、補助金・負担金については、目的や効果等を検討し、見直します。なお、予算編成方式等についても見直し、事務事業の見直し等を促進します。

### 【改革の方向性】

- ☆ 投資的経費及び義務的経費を除いた一般事業で、毎年度、全事業について総点検を行い、行政評価を活用しつつ、整理、統廃合を行うとともに、経常経費の節減を図り、平成16年度以降は、一般財源ベースで平成15年度決算見込比15%程度削減した水準とする。
- ☆ 行政評価システムの活用により、事務事業の見直しや重点化・改革改善を図る。
- ☆ 補助金・負担金については、目的や効果、市の関与の必要性等を検討し、目的の達成されたものや、事業全体に対して補助負担の割合が少ないもの等については、廃止の方向とする。また、補助金の客観性、公平性、透明性を高めるため、第三者評価を実施する。
- ☆ 予算編成方式については、予算編成における各部局の主体性を高めることにより、事業の見直し、経費の節減合理化を促進するため、平成16年度予算から枠分配方式に移行したが、今後も、効果的な予算編成方式について検討し、見直す。
- ☆ 決算認定審査結果を翌年度当初予算編成に反映させるため、これまで12月議会に付していた一般会計等決算を16年度から9月議会とする。

	15年度	16年度	17年度	18年度
取組内容 (数値目標等)	事務事業の見直し	一般財源ベースで、平成15年度決算見込から15%程度削減した水準		
	行政評価システムの活用による見直し	【16年度予算】 削減額 1,921百万円 削減率 16.24%	【17年度予算】 削減額 3,364百万円 削減率 28.43%	
	補助金・負担金の見直し	【16年度予算】 ・廃止・減額件数 282件 ・廃止・減額 985百万円	【17年度予算】 ・廃止・減額件数 241件 ・廃止・減額 232百万円	補助金 第三者評価実施

※ H16年度、H17年度に廃止した事務事業の概要については、参考資料2のとおり。

補助金・負担金の概要については、参考資料3のとおり。

#### (6) 公共事業の見直し

市財政の規模に見合った公共事業を実施するため、真に必要な事業を厳選するとともに事業費を縮減し、平成16年度以降は、平成15年度決算見込から40%程度削減した水準とします。  
なお、継続中の大規模事業についても、事業の必要性について徹底した検証を行い、事業の廃止、進展を判断します。

##### 【改革の方向性】

- ☆ 公共事業について、市の「体力」に見合った規模とするため、平成16年度以降は、平成15年度決算見込から40%程度削減した水準とする。
- ☆ なお、全体計画事業費1億円以上の継続事業については、特に重点的にその必要性を検証し、事業継続について判断する。
- ☆ コスト削減や手続きの透明性向上を図るため、平成20年度の運用開始を目標として電子入札を導入する。

	15年度	16年度	17年度	18年度
取組内容(数値目標等)	公共事業費の抑制	<p>【16年度予算】 削減額 72億 157万円 削減率 40.61%</p> <p>平成15年度決算見込から40%程度削減した水準</p>	<p>【17年度予算】 削減額 66億7,347万円 削減率 37.64%</p>	
		<p>1億円以上の大規模継続事業については重点的に見直し</p>		
		<p>【16年度見直し実施】 ○築川ダム取水事業 県営築川ダムへの利水参加について、今後の水需給の動向や厳しい財政状況等から総合的に判断し、利水量を減量する方向で見直し。 現行事業計画(盛岡市分) ・事業期間 H4~24 ・取水量 31,000㎥/日 ・事業費 約62億円 (うち市負担 31億円)</p>		

※ 事業費1億円以上の公共事業の概要については、参考資料4のとおり。

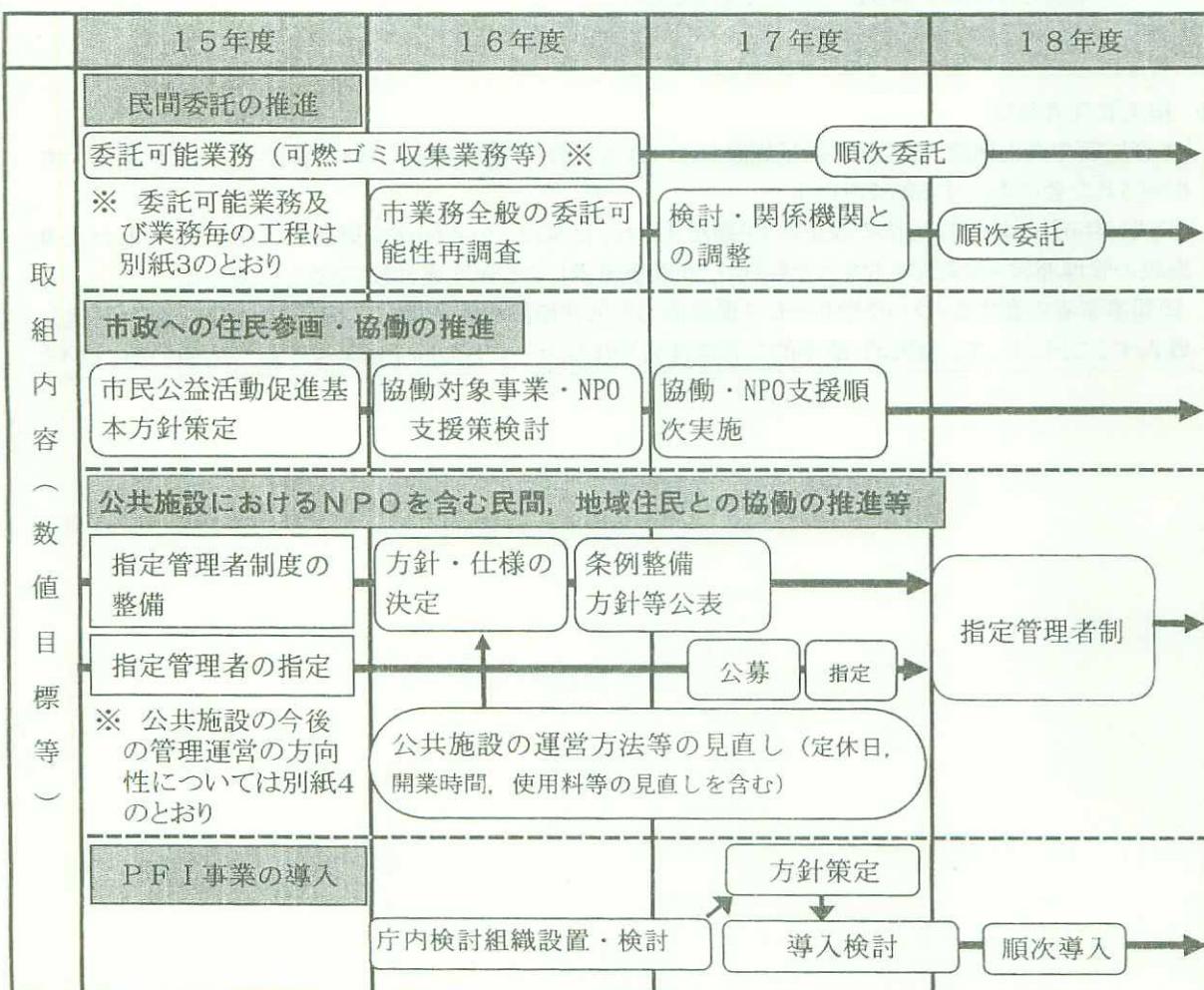
## (7) 公共部門の民間委託とNPO、地域住民との協働の推進等

官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービス水準を検証しながら、「民間でできることは民間に委ねる」を原則に、積極的に民間委託やNPOを含む民間、地域住民との協働、PFIの導入を推進します。

それによって、従来の一方的に行政が提供する方式のサービスから、市民とともににつくり上げる質の高いサービスへの転換を図ります。

### 【改革の方向性】

- ☆ 公共部門の民間開放による雇用の創出、地域経済活性化等の観点から、官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービス水準を検証しながら、民間でできることは民間に委ねることを原則として、積極的に民間委託を進める。
- ☆ 同様の趣旨で、より質の高い効率的なサービスの実現を目指し、NPOを含む民間、地域住民との協働及び支援、PFI事業の導入を推進する。
- ☆ 公共施設で利用の低調なものについて、廃止又は管理運営主体の変更を含め今後の運営方法を見直す。併せて、公共施設を最大限有効に活用し市民の満足度を高める観点から、定休日や開業時間を見直す。
- ☆ 公共施設の運営の見直しに当たっては、地方自治法の一部改正により「指定管理者制度」が創設され、民間法人による管理が可能となったことから、この制度を十分に活用する。



#### ※ NPO

営利を目的とせずに社会貢献活動を行う民間事業組織のことであり、特定非営利活動促進法に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人(NPO法人)のほか、法人格のない市民活動団体、ボランティア団体などをいう。

それぞれの団体の社会的使命(ミッション)にもとづいて様々な自主的・自発的活動を行っており、新たな公共サービスの担い手として社会的に重要な役割を期待されている。

#### ※ PFI

民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効率的・効果的に社会资本を整備しようとする手法をいう。

PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)には、対象となる公共施設等として、

- ① 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- ② 庁舎、宿舎等の公用施設
- ③ 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設。駐車場、地下街等の公益的施設
- ④ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設
- ⑤ その他これらに準ずる施設で政令で定めるもの

が規定されている。

#### ※ 指定管理者制度

体育施設や文化施設、集会所、福祉施設などの公共施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された者に委任する制度をいう。

平成15年6月の地方自治法の改正により制度化され、従来は、公共団体や財団法人などでなければ公共施設の管理運営を受託できなかつたものが、民間事業者による管理運営もできることとなった。

民間事業者の有するノウハウやサービス提供能力を公共施設の管理運営に活かすとともに、競争原理を導入することによって、効果的・能率的な管理運営や住民サービスの向上を実現することを狙いとしている。

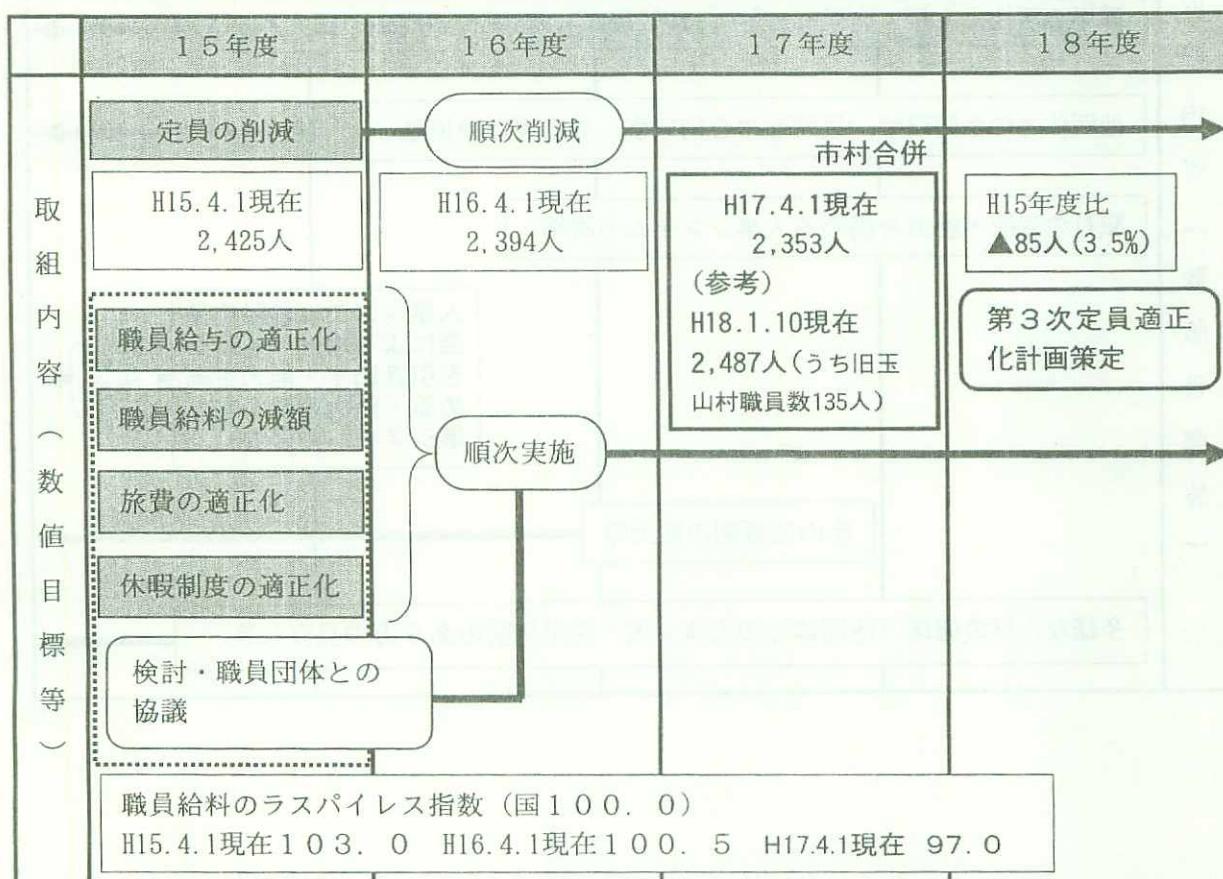
### (8) 定員と職員給与等勤務条件の見直し

総人件費を抑制するとともに、行政需要に見合った職員定員とするため、定員適正化計画を策定して、定員を削減します。

また、総人件費を抑制するため職員給料の減額措置を講ずるとともに、適正な勤務条件となるよう職員給与、旅費及び休暇制度を見直します。

#### 【改革の方向性】

- ☆事務事業の見直しや民間委託等の推進により、平成16年度から20年度の5年間で職員の定員を140人削減することとし、18年度までの取組期間内では85人(15年度定員(旧玉山村職員数を除く。)の3.5%)程度を削減する。
- ☆ 給料表・昇給昇格運用の見直し、55歳昇給停止制度の導入、通勤手当・特殊勤務手当・期末勤勉手当の適正化を行う。
- ☆ 職員給料を減額する措置を講ずる。
- ☆ 旅費を適正化する。
- ☆ 夏季休暇等特別休暇を適正化する。



※ ラスパイレス指数

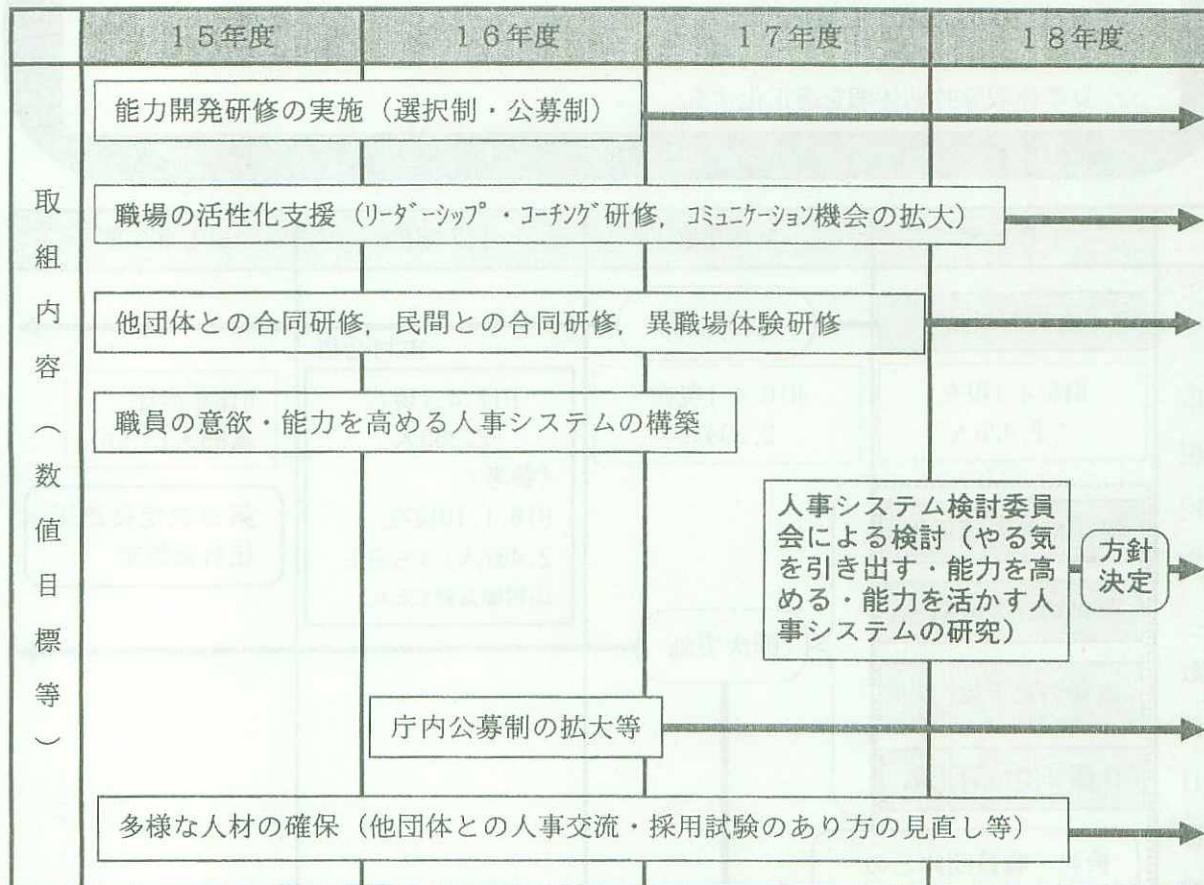
職員の給与水準を比較するために用いられる指標の一つで、国家公務員の給料総額を基準(100)として、比較される団体の学歴別、経験年数別の職員構成が国の職員構成と同一であると仮定した場合に計算上得られる給料総額を比較して得られる指標をいいます。

### (9) 人材育成の推進

質の高い行政サービスを効率的に提供するため、能力開発を推進し優れた人材を育成する。

#### 【改革の方向性】

- ☆ 「盛岡市人材育成基本方針」等に基づき、計画的な研修による職員の能力開発及び管理職のリーダーシップのもと職場の活性化を推進する。
- ☆ 職員の意欲を引き出すとともに、職員の適性が生かされる人事システムを構築し、行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる人材を確保する。



## (10) 公正の確保と透明性の向上

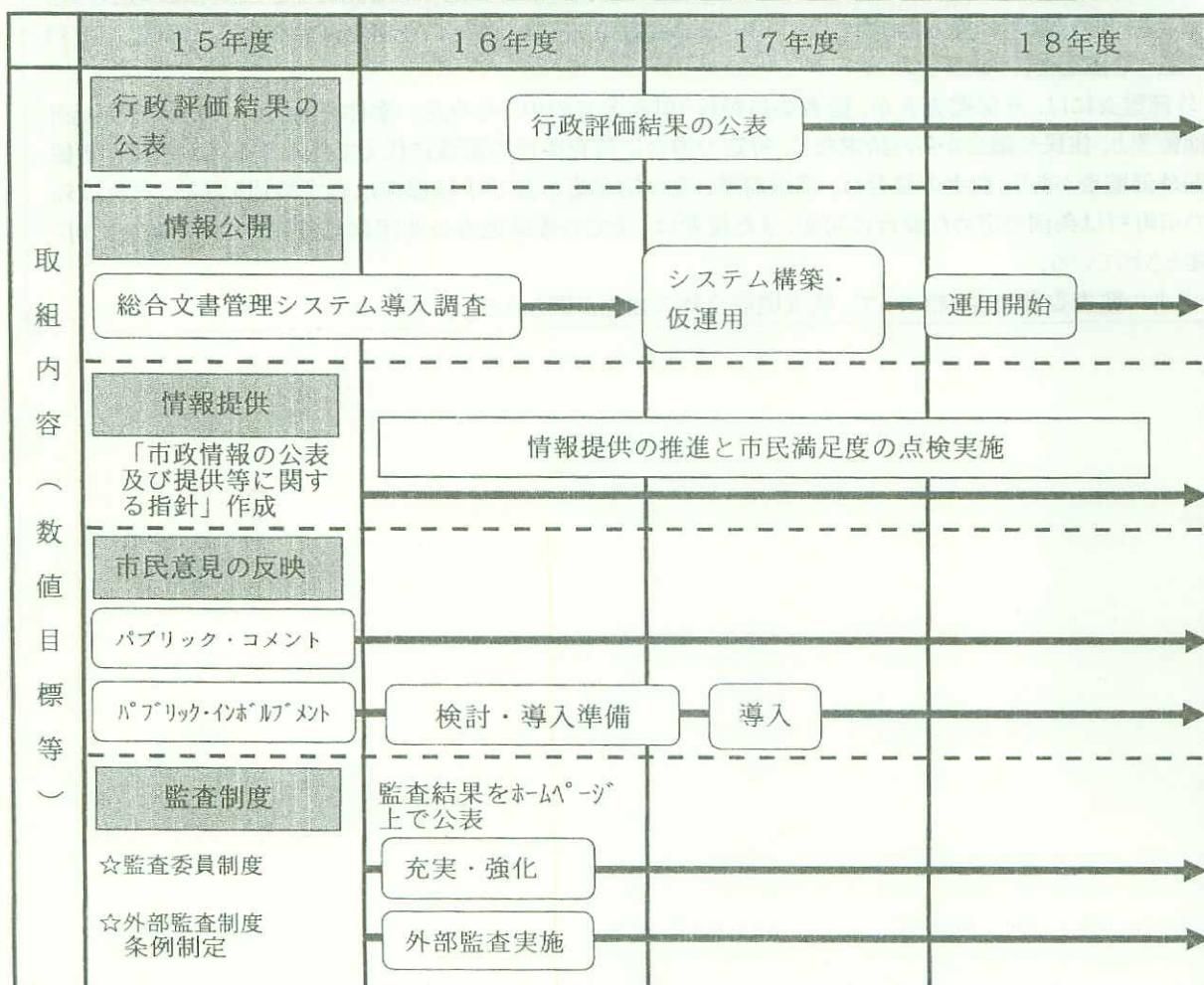
市民に対する説明責任を果たし、市民起点による市政を実現するため、行政評価結果の公表、より一層の情報公開と市民への積極的な情報提供を行うとともに、パブリック・コメント、パブリック・インボルブメント制度の実施等により市政への市民意見の反映に努めます。

また、行財政運営の一層の公正性確保によって市民から信頼される市政を実現するとともに、行財政改革の推進に資するため、外部監査制度を導入します。

### 【改革の方向性】

- ☆ 行政評価の結果を公表する。
- ☆ 総合文書管理システムの導入により、開示請求対象文書検索の迅速化を図るとともに、文書目録及び電子文書をインターネットで公開し、より一層の情報公開に努める。
- ☆ 市政情報の公表及び提供等に関する指針を作成し、これに基づき積極的な情報提供を行う。
- ☆ 現行のパブリック・コメント制度に加え、パブリック・インボルブメント制度を導入する。
- ☆ 監査委員制度を補完するため、平成16年度から外部監査制度(包括外部監査及び個別外部監査)を導入する。

また、監査委員制度についても、充実・強化に努める。



※ 行政評価システムについては、10ページを参照

※ 総合文書管理システム

紙媒体を基本に処理されているすべての文書を対象に、収受、起案、決裁、保存、廃棄に至る処理を電子的に行う文書管理システム。このシステム構築により、事務の効率化が図られるとともに、行政文書のインターネット上での公開が可能となる。

※ パブリックコメント

重要な施策や計画などを策定する場合に、その原案などを公表し、広く住民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮、検討していく仕組みをいう。

※ パブリックインボルブメント

直訳すれば「市民を巻き込むこと」となるが、都市計画や公共事業などの計画段階や事業段階において、住民がその計画等の相談に加わることをいう。

行政は、その計画等に関する情報を明らかにし、住民と意見、情報を交換できる場を提供したり、質問を受ける方策を講じたりしながら（住民自身も主体的に学習しながら）、合意形成を図っていくこととなる。

※ 外部監査制度

平成9年6月の地方自治法の改正により、監査機能の専門性、独立性を一層充実させるとともに、住民の信頼をより高めるために導入されたものであり、公認会計士、弁護士などの資格を有する者が、外部監査契約に基づき監査を行う制度をいう。

外部監査には、外部監査人が、監査委員が行う財務監査の中から特定の案件を選択して実施する包括外部監査と、住民や議会からの請求など、特定の場合に監査委員の監査に代えて外部監査人が監査する個別外部監査があり、前者の場合は、都道府県、政令指定都市及び中核都市は必ず契約を締結、それ以外の市町村は条例で定めた場合に可能、また後者は、全ての普通地方公共団体で条例で定めた場合に可能とされている。

従来の監査委員制度と相まって、監査機能全体の強化が図られる。

## (11) 行政の情報化等行政サービスの向上

事務処理の効率化と市民サービスの向上を図るため、「盛岡市情報化基本計画」に基づき、行政情報の電子化とその総合的な利用等に積極的に取り組みます。

### 【改革の方向性】

- ☆ 次の事項に取り組み、事務処理の効率化と市民サービス向上に努める。
  - ア 申請・届出のオンライン化
  - イ 各種証明書自動交付機の拡充
  - ウ 公共施設予約システムの構築
  - エ 福祉総合ネットワークの構築
  - オ 市民電子会議室の運営
  - カ 統合型GISシステムの構築

	15年度	16年度	17年度	18年度
取組内容(数値目標等)	申請・届出のオンライン化  各種証明書自動交付機の拡充  公共施設予約システムの構築  対象施設検討  福祉総合ネットワークの構築  市民電子会議室の運営  テーマ・管理人検討  統合型GISシステムの構築  統合型GIS整備基本方針策定	オンライン化検討  西口サービスセンターの土日稼動  ネットワーク等更新  パリアフリーマップのweb公開・自立支援ネットワーク運用開始  電子会議室設置・運営  基本設計	順次オンライン化  土日稼動等自動交付機の拡充の検討・推進  システム導入・運用開始  整備	→  →  →  →  →  運用開始

#### ※ 福祉総合ネットワーク

障害をもつ方や高齢者、あるいは引きこもりの子供たちなどの活動範囲を広げるため、ITを活用した施策、事業展開を図るものであり、具体的には、障害をもつ方等が安心して外出できるよう、バリアフリーマップをインターネット上で公開し、最新情報に逐次更新したり、福祉団体がホームページを開設し、市民がネットワーク上でボランティア等に相談したり情報を受け取ったりできるような仕組みを整備するもの。

#### ※ 市民電子会議室

24時間、双方向での情報交流を可能とするインターネットの特徴を活かし、市政への市民意見の反映、市民参画型の行政運営を実現するため、市のホームページにまちづくりや環境問題など特定のテーマを持つ市民電子会議室を設けるもの。なお、電子会議室のテーマと管理人は公募も含め今後検討。

#### ※ 統合型GISシステム

これまで、各部局ごとに整備していたGIS(Geographic Information System、地理情報システム)を、今後は、各部局で共用可能な空間データを整備し、個別部局において必要なデータを重ね合わせて利用するシステムにするもの。これにより、市民や企業への情報提供や情報の共有化への拡大を図るとともに、全体的なコストの低減を図ることができる。

## (12) 広域連携の推進

自治の確立と広域的な課題の解決、より充実した市民サービスの提供のため、市の行財政構造改革に対する取組みを明確にし、関係町村との相互理解を深め、市・町村合併を視野に入れた広域連携を推進します。

市町村合併については、中核市を目指し、合併特例法の期限を視野に入れて具体的なスケジュールを定め、関係町村との協議等を進めます。

### 【改革の方向性】

- ☆ 行財政構造改革実施計画を策定し、その着実な実施を図る。
- ☆ 平成16年度中に県知事への合併申請ができるよう、関係町村との協議等を進める。

	15年度	16年度	17年度	18年度
取組内容(数値目標等)	<p>任意協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◎隣接5町村へ任意協議会への参加申入れ</li><li>◎任意協議会の設置及び協議</li></ul>	<p>【上半期】 法定協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◎任意協議会における協議</li><li>◎合併の申入れ</li><li>◎法定協議会の設置及び協議</li></ul> <p>【下半期】 県知事への合併申請</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◎法定協議会における協議</li><li>◎合併の調印</li><li>◎市町村議会の議決</li><li>◎県知事への合併申請</li></ul>	<p>玉山村との合併 H18.1.10</p>	